

関東高等学校弓道大会 競技規則

関東高等学校体育連盟弓道専門部

1 大会開催日

本大会の開催の日は、6月第1土曜・日曜の2日間を原則とする。

2 大会参加

(1) 参加資格

- ア 関東8都県高等学校体育連盟加盟校の生徒に限る。
- イ 4月2日現在19歳未満の者。
- ウ 関東8都県において予選または推薦によって決定された生徒。
- エ 学校長の出場許可を得た者。

(2) 参加校及び人員

- ア 関東各都県において、男子4校・女子4校以内。
- イ 団体の構成は、監督1名・選手3名・補欠1名とする。
また、1校より男子1団体、女子1団体の参加もできる。

(3) 特別参加

- ア 優勝校・準優勝校は次年度においてのみ、当該都県の出場の他に出場することができる。
- イ 大会開催の都県は、男子6校・女子6校の出場を認める。

(4) 参加料

1団体の参加料は、当該年度の全国高校総体の額を上回らない金額とし、申し込みと同時に納入する。

3 競技

(1) 競技の種目・種別・種類及び規格

- ア 種目は近的競技のみとする。
- イ 種別は男子の部・女子の部とする。
- ウ 種類は団体競技・個人競技とする。
- エ 的は36cm震的を使用し、射距離は28mとする。
ただし、決勝の場合は**5射目以降に24cm星的**を使用する。

(2) 競技の方法

- ア 団体競技は次の方法によって行う。

(ア) 予選

各自8射、計24射を行い、的中数上位より16団体を通過とする。

(イ) 決勝

抽選を行い、組み合わせトーナメント方式により、各自4射、計12射を行う。同中の場合は各自1射ずつの競射とする。

なお、矢返しは四つ矢終わるごとに行い、1本ごとの矢返しは行わない。

競射の1本目は予備矢を使用する。

- イ 個人競技は団体予選8射の成績をもって個人の順位を決定する。

(3) 競技時間の制限

- ア 時間は、本座において競技係の合図によって始まり、最後の射手の最後の離れで終わる。
- イ 1団体(3名)12射の行射制限時間を6分とする。5分30秒で予鈴の合図をする。
- ウ 弦切れ、その他の事故を生じてても時間の延長はしない。
- エ 個人競技及び1射ずつの競射については、競技係又は審判員の指示に従うこと。

- 4 選手の交代
- ア 選手の交代は申込書に記載した登録選手以外には認めない。
 - イ 選手の交代は2回認める。従って交代し退場した選手の再出場は認める。
 - ウ 選手の交代は第3控に入るまでに、それぞれ所定の用紙に記入し、監督より届け出ること。
 - エ 登録した補欠の無い場合又は所定の交代をした後、選手に事故が生じて欠場する場合は半数を割らない限り団体とみなす。
- 5 行 射
- ア 行射は立射とする。
 - イ 1番射手より順次1本ずつ行射すること。
 - ウ 前の射手より先に射離したときは、その矢は無効とする。ただし、審判員の指示があったときはその限りでない。
 - エ 弦切れその他の事故のあったときは審判員の指示に従う。
- 6 招 集
- ア 控えに遅れないようにする。
 - イ 第3控で、招集係が「第2控へ移動」の合図をしたときに選手がいないときは、その立に限り当該選手のみ失権とする。ただし、団体に欠員が生じた場合1名では行射できない。
- 7 表 彰
- 表彰は原則として、男子・女子各々次の通りである。
- ア 団 体 1位より3位まで（3位2校）
 - イ 個 人 1位より8位まで
 - ウ 技能優秀校 男女2校以内
 - エ 技能優秀者 男女3名以内
- 8 弓 具
- ア 同一団体又は同一の立においては弓具の共有はできない。従って、予備の弓・矢及び弦等を持参することが望ましい。
 - イ 弓に照準目じるしをつけてはならない。
 - ウ 弾の紐は危険防止のために小さく結び、留め具の使用は禁止する。
- 9 道場内心得
- (1) 監 督
- ア 監督は選手とともに道場に入場し、選手の予備矢、予備弦等を持参すること。
 - イ 監督は道場内の所定の場所に位置すること。
 - ウ 監督は道場内において審判員又は競技係の許可無く自由に行動したり声をたててはならない。
 - エ 監督はあたり・はずれの異議の申し立てをすることができる。異議の申し立ては矢を抜き取る前にすること。
 - オ 監督は次の場合には選手に迷惑をかけないように速やかに処理すること。
 - (ア) 弦が切れた場合。
 - (イ) 射詰の時の矢を渡す場合。
 - (ウ) 審判員又は競技係より指示のあった事項。
 - カ 監督は監督章を所定の場所につけること。
- (2) 選 手
- ア 選手は道場内においては審判員又は競技係の指示により静かに行動すること。
 - イ 審判員又は競技係の指示に従わないときは退場を命ずることがある。
 - ウ 選手は必要以外のものを道場内に持ち込まないこと。
 - エ ゼッケンは右腰前につける。

10 服 装

競技の服装は次のとおりとする。

弓道衣（白）、袴（紺又は黒の無地）とし、白足袋を着用のこと。

11 審判規定

(1) 競技審判規定

ア 審判員は主審1名、副審2名ないし4名をもって構成し、同時に審判にあたる。
ただし、都合により人員を増減することがある。

イ 審判員の裁定には必ず服さなければならない。服さないときは退場させることがある。

ウ 技能賞の採点は公認審判員があたる。

(2) あたり、はずれ及びその他の規定は、(公財)全日本弓道連盟の競技規則による。

12 その他

ア この規定は男女共通とする。

イ この規定の改廃は、専門委員長会で決定する。

ウ 詳細は、別途競技運営細則において定める。

昭和35年2月 1日制定

平成 8年2月16日改訂

平成11年2月 6日改訂

平成14年2月 2日改訂

平成18年2月 4日特別改訂

平成19年2月 3日改訂

平成22年2月 6日改訂

平成24年2月 4日改訂